

## 静岡県告示第782号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、那賀川非出資漁業協同組合（内共第5号、第6号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和6年12月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 漁業権者の名称及び所在地

那賀川非出資漁業協同組合 賀茂郡松崎町宮内301番地の1

2 漁業権の免許番号

内共第5号、第6号

3 変更の内容

別表のとおり

4 遊漁規則施行の日

令和7年1月1日

別表

改正前					改正後				
ア、魚種	イ、漁法	ウ、規模等	エ、区域	オ、期間	ア、魚種	イ、漁法	ウ、規模等	エ、区域	オ、期間
(漁具・漁法の制限)					(漁具・漁法の制限)				
第3条 次の表のア欄に掲げる遊種は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる遊種は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
あゆ	友釣	掛針2段以内	岩科川及び支流高野川の区域。那賀川及び支流明伏川、船田川の区域。	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで	あゆ	友釣	掛針2段以内	岩科川及び支流高野川の区域。那賀川及び支流明伏川、船田川の区域。	6月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで
	餌釣	針1本			餌釣	針1本	魚肉 ミンチ禁 止		
	ドブ釣(石川釣)	毛針2本以内			ドブ釣(石川釣)	毛針2本以内			
あまご	餌釣 テンカラ釣 フライ釣	針1本以内	同上	3月1日以降で組合が定め公示する日から9月30日まで	あまご	餌釣 テンカラ釣 フライ釣	針1本以内	同上	3月1日以降で組合が定め公示する日から9月30日まで
	(新設)	(新設)			ルアーフ	バーブ スタイル のシング ルフック 1本ただ し、ミノ ーは同タ			

おいかわ	餌釣	針 1 本 以内	同上	周年	

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期間
全魚種	総ての漁具・漁法	那賀川…伏倉橋上流端 から浜丁橋下流端まで 岩科川…柳原橋上流端 から松崎橋下流端まで	10月11日～ 11月15日
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
おいかわ	同上	那賀川の吉田前堰堤より上流 上記以外の全区域	5月1日～ あゆ解禁日 前日 4月16日～ あゆ解禁日 前日

		<u>イブのシ ングルフ ック 2 箇 所、各 1 本以内</u>		
おいかわ	餌釣	針 1 本以 内	同上	周年
ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期間	
全魚種	総ての漁具・漁法	那賀川…伏倉橋上流端 から浜丁橋下流端まで 岩科川…柳原橋上流端 から松崎橋下流端まで	10月11日～ 11月15日	
あまご	同上	那賀川…平戸橋上流端 から下流 岩科川…八木山橋上流 端から下流	5月1日～ あゆ解禁日 前日	
おいかわ	同上	那賀川の吉田前堰堤より上流	5月1日～ あゆ解禁日 前日	
		上記以外の全区域	4月16日～ あゆ解禁日 前日	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規程により、組合に納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣	1,000円	6,000円
		ドブ釣(石川釣)		
		餌釣		
あまご	全区域	餌釣	1,000円	6,000円
		テンカラ釣		
		フライ釣 (新規)		
おいかわ	全区域	餌釣	500円	4,000円

2 (略)

3 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の相当右欄のとおりとする。

表 (略)

4 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規程にかかわらず、次のとおりとする。

表 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規程により、組合に納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣	1,000円	6,000円
		ドブ釣(石川釣)		
		餌釣		
あまご	全区域	餌釣	1,000円	6,000円
		テンカラ釣		
		フライ釣 ルアーフ		
おいかわ	全区域	餌釣	500円	4,000円

2 (略)

3 次に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、次の相当右欄のとおりとする。

表 (略)

4 第5条に基づく大会遊漁料は、第1項及び第3項の規程にかかわらず、次のとおりとする。

表 (略)

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。